

特許権	判決年月日	令和 2 年 1 1 月 5 日	担当部	知財高裁第 3 部
	事 件 番 号	令和元年(行ケ)第 1 0 1 6 5 号		
○ 発明の名称を「保温シート」とする発明について、出願人による特許請求の範囲に対する補正が新規事項の追加に当たるとした審決の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した事例。				

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法17条の2第3項

(関連する権利番号等) 不服2018-14256号事件, 特願2014-252662号

判 決 要 旨

- 1 本件は、発明の名称を「保温シート」とする原告の特許出願（以下「本件出願」という。）について、本件出願を拒絶する旨の審決（以下「本件審決」という。）がされたことから、原告が、その取消しを求めた事案である。

本件審決の要旨は、請求項1を「通気性及び通水性が確保され且つ透光性を有する不織布又は織布からなるカバー体とを備え、」とするなどの補正（以下「本件補正」という。）につき、このカバー体（以下「本件カバー体」という。）が「透光性」を有することとは、本件出願に係る願書に最初に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面（以下「本件当初明細書等」という。）には明示的に記載されておらず、また、本件当初明細書等の記載から自明な事項であるとはいえないから、本件補正は、本件当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入するものであり、特許法17条の2第3項に規定する要件を満たすものではないというものである。

- 2 本判決は、概要、以下のとおり判示し、本件審決の判断には誤りがあるとして、本件審決を取り消した。

- (1) 上記請求項1に係る発明（以下「本願発明」という。）に係る特許請求の範囲については、本件出願時には「通気性が確保された不織布又は織布からなるカバー体」と記載されていたものが、本件補正後には「通気性及び通水性が確保され且つ透光性を有する不織布又は織布からなるカバー体」へと記載が変更されたものであり、本件カバー体につき、「通水性」及び「透光性」を有する旨の記載が追加されたものといえる。そして、本件当初明細書等には、本件カバー体が通水性を有する旨の記載は存するものの、「透光性を有する」との事項に対応する明示的な記載は存しない。

そこで、本件カバー体が「透光性を有する」との事項が、本件当初明細書等の記載から自明な事項であるといえるか否かについて検討する。

- (2) 工業分野一般における用語によれば、本件カバー体が「透光性を有する」とは、

本件カバー体が光を透過させて他面から出す性質を有することを意味するものといえる。

また、本件出願よりも前の時点において、織布又は不織布に遮光性能を付与するために、特殊な製法又は素材を用いたり、特殊な加工を施したりするなどの方法が採られていたことが認められることからすれば、本件出願時において、織布又は不織布に遮光性を付与するためにはこのような特別な方法を採用が必要であるということとは技術常識であったといえる。そうすると、このような特別な方法が採られていない織布又は不織布は遮光性能を有しないということもまた、技術常識であったとみるのが相当である。

そして、繊維分野において、遮光性能とは、入射する光を遮る性能をいうから、遮光性能を有しないということは、入射する光を遮らずに透過させること、すなわち上記の意味における「透光性」を有することを意味することとなる。

以上検討したところによれば、織布又は不織布について遮光性能を付与するための特別な方法が採られていなければ、当該織布又は不織布は透光性を有するということが、本件出願時における織布又は不織布の透光性に関する技術常識であったとみるのが相当である。

- (3) 以上を前提とすると、本件出願時における当業者は、織布又は不織布について遮光性能を付与するための特別な方法が採られていなければ、当該織布又は不織布は透光性を有するものであると当然に理解するものといえる。

そして、本件当初明細書等には、織布又は不織布から構成される本件カバー体につき、遮光性能を有する旨や遮光性能を付与するための特別な方法が採られている旨の明示的な記載は存せず、かえって、本件カバー体が通気性や通水性を有する旨の記載や、本件カバー体の表面の少なくとも一部は本件カバー体を構成する材料がそのまま露出し、通気性や通水性を妨げる顔料やその他の層が形成されていない旨の記載が存するところである。

このような本件当初明細書等の記載内容からすれば、当業者は、本件カバー体を構成する織布又は不織布について、特殊な製法又は素材を用いたり、特殊な加工が施されたりするなど、遮光性能を付与するための特別な方法は採られていないと理解するのが通常であるというべきである。

そうすると、本件当初明細書等に接した当業者は、本件カバー体は透光性を有するものであると当然に理解するものといえるから、本件カバー体が「透光性を有する」という事項は、本件当初明細書等の記載内容から自明な事項であるというべきである。

- (4) したがって、本件補正は、本件当初明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものであるから、特許法17条の2第3項の要件を満たすものと認められる。